目黒区基本構想

平成１２年１０月１日

目　　黒　　区

目　　次

はじめに・・1
第１章　基本構想の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２章　計画の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第３章　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１　人権と平和を尊重する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　２　環境と共生する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　３　住民自治を確立する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第４章　まちづくりの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第５章　基本理念を実現するための基本目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　１　基本理念と基本目標・基本方針の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　（１）四つの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　（２）三つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　２　四つの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　（１）豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　（２）ふれあいと活力のあるまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　（３）ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち・・・・・・・・・・・・・・・・5
　（４）環境に配慮した　安全で快適なまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　３　三つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（１）区民と行政の協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（２）男女が平等に参画する社会づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　（３）基礎的自治体としての行財政能力の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第６章　基本目標を実現するための施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　１　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（１）平和と人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　（２）生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（３）地域ぐるみの教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（４）学校教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（５）社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　（６）芸術文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

２　ふれあいと活力のあるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）豊かなコミュニティの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）魅力ある商店街づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）消費生活の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
３　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）保健医療などの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）地域福祉・地域ケアの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（５）子育て支援・青少年育成の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（６）高齢者、障害者などの福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４　環境に配慮した　安全で快適なまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（１）自然環境の保全・創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（２）都市景観の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（３）調和のとれた都市構造の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）道路・交通体系の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（５）快適な居住環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（６）安全で安心なまちの実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（７）環境への負荷の少ない地域社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（８）環境を保全・創出していくための仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

はじめに

目黒区は、昭和51年に、「人間性の尊重」を基本理念とし、「明るい豊かな人間のまち」を基本目標とする新しい基本構想を策定しました。

それから既に20年以上が経過し、この間に区民生活や区政を取り巻く状況は大きく変化してきました。

とりわけ、平成12年4月の特別区制度改革の実現と地方分権改革の推進によって、今後、目黒区は、基礎的自治体として、拡大した権限と責任にふさわしい主体的で個性豊かな自治体行政を展開していくことが求められています。

また、いわゆるバブル経済の崩壊後、社会経済状況の激しい変化を背景に、戦後のわが国の社会経済システム全般にわたって見直しが迫られる中で、少子高齢化の進行、IT（情報通信技術）の進展、女性の社会進出、国際化などが一層加速するとともに、環境への負荷の少ない社会や男女共同参画社会の形成、ボランティアやNPO（非営利活動団体）などの活動と行政との連携、生涯学習推進体制の整備など、地域や自治体行政の課題は質量ともに大きく変化し、新たな課題も数多く生じてきています。

このため、区は、新たな基本構想策定に着手することとし、平成10年10月、「基礎的自治体にふさわしい行政運営の確立」と「社会経済システム全般の見直しへの対応」を改定の基本的な視点として、目黒区長期計画審議会に「目黒区基本構想に関する全般的な検討及び内容の適否」について諮問し、平成12年3月、同審議会から「目黒区基本構想に関する検討の結果」が答申されました。

この答申を踏まえ、21世紀初めを展望し、基礎的自治体としての目黒区のまちづくりの目標とその実現方策の基本的な方向を明らかにするものとして、区議会の議決のもとに、ここに新たな基本構想を策定します。

第１章　基本構想の役割

目黒区は、すべての目黒区民の信託に基づき、目黒区の地域における公共の安全の保持、福祉の増進、生活環境の保全及び個性ある地域社会の形成と発展を目的として、区民の声を踏まえ、自らの責任と判断により政策を決定・実施し、その責任を目黒区民に対して負う基礎的自治体です。

この基本構想は、そのような基礎的自治体としての21世紀初めの目黒区を展望し、これからの区民生活やまちの姿など、その将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて区と区民が協働して取り組むまちづくりの基本目標と、施策の基本的な方向を、「目黒区と区民の基本的な約束」として示すものにほかなりません。 したがってそれは、目黒区における計画的な行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、目黒区行政のすべての側面で尊重されることになるのはもとより、区の計画や事業などを推進していく上で生じる国や東京都など他の行政主体との関係においても、また区に関連する民間事業者との関係においても、そして何よりも区民一人ひとりとのかかわりにおいても、最大限に尊重されるべき「目黒区まちづくりの基本ルール」としての役割を持つものです。

第２章　計画の構造

基本構想を実現するための政策手段として、基本計画及び実施計画を定めます。 基本計画は、基本構想を実現するための政策にかかわる長期的な総合計画として位置付け、その計画期間は10年とします。

実施計画は、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として位置付け、その計画期間は5年とします。

それぞれの計画の初年度は、平成13年度とします。

なお、基本計画は10年ごとに改定するものとし、実施計画は社会的経済的諸条件の変化に応じて、原則として3年ごとに修正・延長することとします。

このほか、これらの総合計画に基づき、計画を進めるに当たり、特に重要とされる諸課題については、別に実施細目を盛り込んだ課題別の補助計画を定め、計画の実効を図ることとします。

第３章　基本理念

目黒区は、この基本構想を策定するに当たり、前基本構想が基本理念としてきた「人間性の尊重」を受け継ぎ、これを現代日本の社会状況に即して更に発展させる趣旨で、次の三つの基本理念を掲げ、これらが目黒区の地域社会に実現されることを目指します。

１　人権と平和を尊重する

目黒区の行政のあらゆる局面において、また住民生活のあらゆる局面において、お互いの人権を大事にすることが人間性尊重社会の出発点であるとの認識のもとに、子どもも高齢者も、障害をもつ人ももたない人も、女性も男性も、外国人も、すべての人が人間として平等に大事にされる社会、何よりも、人権と平和を尊重する社会をつくります。

２　環境と共生する

「環境と共生することなしに真の人間性の尊重はあり得ない」という視点に立って、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全・改善に努めることを、目黒区行政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置付けるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくります。

３　住民自治を確立する

区民こそが、区政の主人公であり、区政に創造的に参加する主体でなければならないとの認識のもとに、主体的な地域活動や積極的な行政参加を促進し、区民の自治意識に支えられた目黒らしい個性豊かな自治体行政と地域社会をつくります。

第４章　まちづくりの方向

目黒区は、目黒区の地域社会に三つの基本理念が実現されることを目指し、『ともにつくる　みどり豊かな　人間のまち』を「まちづくりの方向」と定めます。

これは、社会経済状況が変化する中で、常に目黒区のまちづくりにおいて目指すべき基本的な方向性を示すものです。

この「まちづくりの方向」の文言は、「住民自治を確立する」、「環境と共生する」、「人権と平和を尊重する」の三つの基本理念の内容をそれぞれ象徴するものであり、目黒区のまちづくりが、主権者である区民の主体的な地域活動や行政参加の促進を通じて、住民自治の確立を図ること、環境との共生の視点に立って、環境への負荷を減らし、自然の保全や良好な都市環境の改善に取り組むこと、すべての人が人間として平等に大事にされ、人権と平和を尊重する社会を目指すことを、方向として進められることを表すものです。

第５章　基本理念を実現するための基本目標と基本方針

１　基本理念と基本目標・基本方針の関係

目黒区は、目黒区の地域に三つの基本理念を実現するために、次のとおり、「四つの基本目標」と「三つの基本方針」を定めます。

基本目標は区の政策の内容に関する基本的な目標であり、基本方針は区政のあらゆる分野に横断的にかかわる手法や手続に関する基本的な方針です。つまり、基本目標を具体化した政策内容を、基本方針に沿った手法によって実現していくことを目指すものです。

（１）四つの基本目標

○　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち

○　ふれあいと活力のあるまち

○　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち

○　環境に配慮した　安全で快適なまち

（２）三つの基本方針

○　区民と行政の協働によるまちづくりの推進

○　男女が平等に参画する社会づくりの推進

○　基礎的自治体としての行財政能力の充実

２　四つの基本目標

（１）豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち

目黒区は、区民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重して、人間性豊かに、だれもがその個性を発揮できるまちを目指します。

教育は、憲法や教育基本法の精神に基づいて、人格の完成を目指し、平和で人間らしい文化と社会をともに創り出していくためのものです。

目黒区は、区民一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるよう、社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術文化の振興など生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の諸条件が整備されたまちを目指します。

また、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、社会の一員として、人権を

尊重し、人間性豊かに成長することを願い、学校教育を充実させるとともに学校施設・機能の開放を進め、学校、家庭及び地域社会が連携し、地域の教育機能を高めます。

（２）ふれあいと活力のあるまち

目黒区は、地域に住む人、地域で働く人や学ぶ人、また、高齢者、障害者や外国人などさまざまな人びとが豊かな交流をし、人びとの自主性と連帯意識に基づいた多様な地域活動が活発に展開されることにより、豊かなコミュニティづくりを通じての住みよい地域社会の形成を進めます。

また、豊かで暮らしやすく活力あるまちづくりを進めるためには、地域経済の発展は重要な課題です。にぎわいとふれあいのある魅力的な商店街がまちにあり、新しい時代を担う地域産業が盛んに展開され、人びとがいきいきと働けるまちを目指します。

さらに、安全で安心できる消費生活の実現を図ります。

（３）ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち

目黒区は、保健、医療、福祉など幅広い視点に立って、安心して子どもを産み育て、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活を続けることができるまち、そして、すべての区民が生涯を通じて健康にいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

また、ノーマライゼーションの考え方を基本に、だれもが安全で快適に暮らすことができる、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、区民、事業者、行政の協働により、区民一人ひとりの権利が守られた、ともに支え合う地域づくりを進めます。

（４）環境に配慮した　安全で快適なまち

目黒区は、良好な住環境と貴重な自然を守り、はぐくむとともに、地域の特性に配慮した市街地の形成や人にやさしい都市基盤施設の整備などを進め、環境にやさしい、いつまでも安心して住み続けることができるまちを目指します。また、これらのまちづくりに当たっては、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責任を果たしていくため、多様な参加と協働の仕組みづくりを進めます。

３　三つの基本方針

（１）区民と行政の協働によるまちづくりの推進

基礎的自治体にとって、住民が地域社会に関心を持ち、自治意識と連帯感を共有し、互いの意見を尊重しながら、地域の課題やまちづくりに取り組む地域共同体として、コミュニティの形成は、欠くことのできない基本的な課題です。また、高齢社会における福祉や防災、環境問題、高度情報化への対応など、地域社会の課題の解決を図るとともに、地方分権の時代にふさわしい住民自治を実現していくためには、自治体は、ボランティアやNPO（非営利活動団体）など住民によるさまざまな自主的な公益的活動に対して、住民による主体的な自治の取組みとしてその活発化を支援する立場から、連携・協力関係を築いていくことが必要です。

このため、区は、住民自治の確立に向け、IT（情報通信技術）の進展に伴うさまざまな情報媒体を活用して、行政情報の公表や提供などを通じて説明責任を積極的に果たし、公正・透明で、開かれた区政運営に努めるとともに、コミュニティ活動をはじめ、区民の主体的な地域活動の支援と実効性ある住民参加システムの構築を図り、区民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

なお、「区と区民の協働」に求められる関係とは、地域住民は地域づくりにおける主体であるとともに、その担い手であるという住民自治の理念のもとに、地域住民と行政が、ともに地域社会を支える当事者であるという認識に立って、両者が従属的・依存的でなく、一定の距離と緊張関係をもって相互に影響しあいながら、共通する目的の実現を目指して連携・協力する関係です。

したがって、協働するに当たって、行政は、区民の活動が自主的・自律的に展開されるよう、また、区民の活動と行政の活動の協働効果が最大となるよう、さらに、区民の自主的活動の発展が地方自治の成熟に結びつくよう留意していくことが必要です。

（２）男女が平等に参画する社会づくりの推進

性別によって差別されたり、固定的な役割を強制されたりすることがなく、男女ともに、自立した個人として人権が尊重される男女平等社会を実現するためには、女性も男性も等しく個人の能力を発揮し、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合う社会を形成していくことが必要です。

このため、区は、関係施策を総合的・計画的に推進するとともに、あらゆる行政分野に男女平等の視点を導入し、男女が平等に参画する社会づくりを推進します。

（３）基礎的自治体としての行財政能力の充実

区は、基礎的自治体として、拡大する権限と責任にふさわしい主体的かつ個性豊かな区政を展開していくとともに、限りある行政資源の中で、増大し、多様化する行政需要にこたえつつ、区民福祉の一層の向上に努めていかなければなりません。

このため、区は、区民への説明責任を積極的に果たしながら、行政の責務として絶えず行財政改革に取り組み、財政構造の健全化と安定的な財政基盤の確立を図るとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効果的・効率的な行政執行体制の確立を目指します。

また、特別区制度改革の実現と地方分権の推進によって拡大した区の権限と責任にふさわしい区政を展開できるよう、組織としての政策形成能力の向上を図るとともに、国及び東京都への働きかけを通じて、権限に見合った財源の安定的・恒久的な確保に努めます。さらに、住民の信託に基づく「身近な政府」として、自らの責任と判断によって、より主体的な自治体行政の展開が可能となるよう、事務権限と財政自主権の一層の拡充に向けて取り組み、地方自治の確立を目指します。

第６章　基本目標を実現するための施策の基本的方向

三つの基本方針に沿って、四つの基本目標を実現していくために必要な施策の基本的な方向を、次のとおり定めます。

１　豊かな人間性をはぐくむ　文化の香り高いまち

（１）平和と人権施策の推進

「目黒区平和都市宣言」の普及や平和祈念事業を通じて、平和に対する意識を高め、平和を築き守る取組みを推進するとともに、外国人との交流を進め、国際理解を深めます。

また、区民一人ひとりが、地域社会の中で自立した人間として、性別、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、個性と能力を十分に発揮でき、平等に社会参画ができるように環境を整備するとともに、人権意識の高揚を図ります。

（２）生涯学習の推進

区民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学習機会を選択し、いきいきと学び、学び合うことができる豊かな学習社会の実現を目指し、学校教育、社会教育の分野を含め、生涯学習の基盤整備を進めます。

（３）地域ぐるみの教育の振興

いじめをなくし、自他の生命を大切にするなど、子どもたち一人ひとりが心豊かに育つことを目指し、学校、家庭及び地域社会が連携して協力を深め、地域の教育機能を高めます。

また、開かれた学校を推進するために学校施設・機能の開放を進めます。

（４）学校教育の振興

子どもたち一人ひとりが、生涯を通じて心豊かに主体的・創造的に生きていくことができるように、基礎的な学力、自主的判断力、豊かな情操などの資質や能力の育成を進めます。

また、区立学校、区立幼稚園については、児童、生徒及び園児にとって望ましい集団規模を確保しつつ施設の整備・充実に努め、私立幼稚園に対しては幼児教育全体の質的向上を図るため各種の支援事業を進め、教育環境を向上させます。

（５）社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興

区民一人ひとりが生涯を通じて、生きがいづくり、健康づくりを進めることができるように、児童、生徒から高齢者までだれもが参加できる活動の場、学習機会、スポーツ・レクリエーションの機会を提供するとともに、指導者の育成・確保、情報の提供を通じて区民の活動を支援します。

（６）芸術文化の振興

区民が優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、区民の芸術文化活動を支援し、新しい文化の創造に寄与する各種機会を提供します。

また、郷土に伝わる文化財を、保護・継承します。

２　ふれあいと活力のあるまち

（１）　豊かなコミュニティの形成

地域に住む人、地域で働く人や学ぶ人、また、高齢者、障害者や外国人などさまざまな人びとや企業が地域社会に参加し、互いを尊重し理解し合いながら、豊かな交流と温かなふれあいのできるまちを目指します。そして、地域活動団体や個人によって、まちづくり活動やボランティア活動、生涯学習活動など、さまざまな地域活動が自由に展開されることを通して、自主性と連帯感に基づいた住民主体の住みよい地域社会の形成を進めます。

（２）魅力ある商店街づくり

それぞれの商店が創意工夫により発展するとともに、商店街のイベントなど商店の自主的活動を活性化させ、地域のまちづくりと連携しながら、地域の核として、交流の場、憩いの場、ふれあいの場となるにぎやかで魅力的な商店街づくりを目指します。

（３）産業の振興

社会経済情勢の変化に中小企業自らの力で迅速かつ柔軟に対応できるよう、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、新しい時代を担う地域産業の創出・育成支援などを進め、地域社会とともに発展する区内産業の活性化を目指します。

また、中小企業をはじめ、あらゆる職場で働く人びとの労働条件の向上に向けた啓発と福利厚生の支援に努めるとともに、身近な就業先として、高齢者や障害者などにとって働きやすい雇用の場を確保し、だれもがいきいきと働けるまちづくりを進めます。

（４）消費生活の向上

大量生産、大量消費の生活様式や事業活動の在り方を見直し、環境にやさしい消費生活を送るため、商品やサービスについての情報がはん濫する中で、区民が自らの判断に基づいて的確に商品やサービスを選択できるよう、消費者教育などの啓発事業や相談事業などを推進するとともに、事業者に対し、情報公開や商品の表示義務の履行を働きかけ、消費者の権利の確立を目指します。

３　ともに支え合い　健やかに安心して暮らせるまち

（１）　健康づくりの推進

「自らの健康は、自分で守り、つくる」という認識に立って、区民が主体的・継続的に健康づくりに取り組むことができるように、保健医療だけでなくスポーツ振興をはじめ福祉や教育など幅広い連携により、区民の生涯を通じた健康づくりを総合的に推進します。

（２）保健医療などの充実

一人ひとりの心とからだの状態やライフステージに応じた病気の予防、早期発見、治療などに対応するため、総合的な保健医療の対策を進めるとともに、保健医療施設の整備や従事者の確保及び資質向上など、保健医療基盤を充実します。

また、区民、事業者、行政の連携により、食品、医薬品の安全確保や住まいなどの生活環境の改善と向上を図ります。

（３）地域福祉・地域ケアの推進

だれもが自立した生活を送ることができるようにするため、保健、医療、福祉の連携により、身近な地域でのサービス提供体制や一人ひとりの状態に見合ったサービス内容の充実を図るとともに、区民、事業者、行政の協働による相互の支え合いや権利を守る仕組みを確立します。

（４）福祉のまちづくりの推進

子どもも、高齢者も、障害者も、だれもが安全で快適な生活を送ることができるようにという視点で、さまざまな施設・設備のバリアフリー化や居住環境の改善などを促進し、日常的な生活や行動に妨げのない福祉のまちづくりを進めます。

（５）子育て支援・青少年育成の充実

安心して子どもを産み育てられるように、保健、医療、福祉、教育などの連携により総合的な子育て支援を推進するとともに、地域での子育て支援活動の促進や多様な保育サービスの充実を図ります。

また、福祉、教育の連携や家庭、地域、行政の協力により、さまざまな交流や体験の機会を充実させるとともに、児童や青少年の権利が守られた魅力ある地域環境づくりを進

めます。

（６）高齢者、障害者などの福祉の充実

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で生活を続けられるように、保健、医療、福祉の連携によるサービスの充実や施設の整備を図るとともに、生きがいや生活の安定を確保するため、主体的に社会参加や自己実現を行うことができる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする区民が、必要な介護サービスを的確に受けることができるように、総合的な介護支援の充実を図ります。

４　環境に配慮した　安全で快適なまち

（１）自然環境の保全・創出

身近なみどりや河川などの水辺環境の保全・整備を行うとともに、生態系を重視した自然環境の回復や新たな創出を通して、自然と共生し、ふれあうことのできる潤いのあるまちづくりを進めます。

（２）都市景観の形成

区民、事業者、行政の連携・協力により、自然環境や歴史的資源の保全、地域の特性を生かした街並みの創出、身近な生活環境の美化などを通して、魅力あふれる都市景観の形成を進めます。

（３）調和のとれた都市構造の実現

区民の参加と協働を通して、住環境を守る立場から、地域の特性に応じた適切な土地利用を目指します。

また、居住者、在勤者、高齢者、障害者など、だれにとっても安全かつ魅力的で快適な都市機能・都市基盤を構築し、区民のさまざまな都市活動を支えます。

（４）道路・交通体系の整備

都市交通の安全性・機能性の向上と、住環境に配慮した都市交通体系の整備を目指し、関係機関との連携を図りながら、道路の体系的整備を進めるとともに、歩行者、自転車にとっても便利な道路整備を進めます。

併せて、交通安全対策及び放置自転車に対する総合的な対策の充実を図り、歩行者環境の整備に努めます。また、公共交通体系の整備を促進し、交通の利便性、生活空間の拡大を図ります。

（５）快適な居住環境の確保

良質な住宅の供給を促進し、住宅困窮者をはじめ区民だれもが、ともに豊かに住み続けられるまちを目指します。

また、住宅のバリアフリー化などの推進を通して、高齢者や障害者などが地域の中で安心して暮らせる、人にやさしい居住環境を整備します。

（６）安全で安心なまちの実現

都市基盤施設や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。

また、安全なまちづくりへの区民の自主的な取組みを支援し、災害に強い地域社会づくりを進めるとともに、地域社会全体が協力して、犯罪のない、安心して生活できるまちづくりを目指します。

（７）環境への負荷の少ない地域社会の形成

限りある資源を節約し、地球規模の環境問題に対応するため、省資源・省エネルギーの啓発・普及などに努めるとともに、ごみ減量、リサイクルを推進して、環境への負荷の少ない社会の形成を目指します。

また、自動車公害や近隣騒音などの都市・生活型公害の改善・防止に、関係者、関係機関とともに取り組み、公害のない快適なまちづくりを進めます。

（８）環境を保全・創出していくための仕組みづくり

区民、事業者、行政が、それぞれ環境問題への認識を深め、生活や事業活動の在り方を見直し、自然環境の保全・創出や環境への負荷の少ない地域社会の形成に向けて、ともに連携して行動する仕組みづくりを進めます。